

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター高圧配電設備・タービン発電機点検整備業務
契約の相手方	㈱明電エンジニアリング
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務は、東クリーンセンターの主に高圧配電設備、蒸気タービン発電機の点検を行うものである。</p> <p>これらの機器は所内のプラント機器、建築設備にごみの焼却熱を利用した汽力発電による電力及び商用電源による電力を供給するとともに、全停電等の非常時に電力を供給する設備である。</p> <p>当該機器が故障するとプラント機器に電力が供給できないため、ごみの焼却業務が出来なくなる。</p> <p>また、発電が出来ないことによる金銭的損失が発生する。</p> <p>本業務により点検及び部品の交換を行い、ごみの焼却業務に支障を及ぼすような重大故障を未然に防止し、予防保全に努めるものである。</p> <p>点検には本設備の設計・製造・施工会社である㈱明電舎しか所有していない、本設備の性能・構成部品に関する技術的な情報、専門的なメンテナンスの方法、本設備のこれまでの整備・改造履歴等の情報が必要となる。</p> <p>したがって、㈱明電舎の子会社であり、㈱明電舎の保守・点検等サービス部門を一手に継承する上記業者でしか履行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)